



Title	クラップ論文と沖縄返還研究の展開：潜在主権、ケネディ新政策、「核抜き・本土並み」の決定
Author(s)	真栄城, 拓也
Citation	阪大法学. 2021, 71(3-4), p. 389-416
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87382
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

クラッピ論文と沖縄返還研究の展開

——潜在主権、ケネディ新政策、「核抜き・本土並み」の決定——

真栄城 拓也

はじめに

第一章 潜在主権条項と沖縄の長期保有の決定

第二章 ケネディ新政策

第三章 「核抜き・本土並み」の決定

おわりに

はじめに

一九六五年八月に現職総理として戦後初めて沖縄を訪れた佐藤栄作首相は「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、我が国にとって『戦後』が終わっていない」と演説し、日本にとっての沖縄返還の意義を強調した。⁽¹⁾ 沖縄返還は、沖縄住民に限らず日本国民全体の悲願だつたし、それは坂元一哉の言葉を借りれば、戦後の日米関係を傷つけてきた最大の「とげ」を抜いた。⁽²⁾ 沖縄返還によって日本外交の基盤であるアメリカとの同盟関係はより安定したものになつたのである。沖縄返還のこうした重要性からこれまで数多くの研究が積み重ねられてきた。

沖縄返還の研究は、それが実現した一九七〇年代に最初のピークを迎えた⁽³⁾。日米両国の外交文書が未公開だったこの時期に、渡辺昭夫は『戦後日本の政治と外交——沖縄問題をめぐる政治過程』で新聞や議会議事録などの公開資料を活用し、沖縄返還問題をめぐる日本の国内政治状況を明らかにした⁽⁴⁾。一九七五年には、日本国際政治学会が学会誌『国際政治』で「沖縄返還交渉の政治過程」という特集を組んでいる⁽⁵⁾。

第二のピークは、冷戦が終結し、アメリカ側の資料公開が進んだ一九九〇年代から二〇〇〇年代初頭までの時期にみられた。河野康子は『沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈』において、日本が高度経済成長を果たし日米関係の力関係が日本側に傾いていくことで、沖縄返還を可能にする政治的・外交的条件が作り出されたと論じた⁽⁶⁾。宮里政玄による『日米関係と沖縄——一九四五—一九七二』では沖縄返還問題をめぐる日本、アメリカ、沖縄の相互関係が論じられている。我部政明は『沖縄返還とは何だつたのか——日米戦後交渉史の中で』で、本来ならば沖縄返還時にアメリカ政府が負担すべき支出を日本政府が秘密裏に肩代わりすることを約束した財政密約の存在を指摘した⁽⁷⁾。ロバート・D・エルドリッヂの『沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄一九四五—一九五二』は、アメリカの沖縄統治を法的に確定したサンフランシスコ平和条約（以下、平和条約）第三条、いわゆる潜在主権条項の形成過程を明らかにしている⁽⁸⁾。なお、公刊の時期は二〇一八年と第二のピークの時期から外れるが、池宮城陽子の『沖縄米軍基地と日米安保——基地固定化の起源一九四五—一九五三』は、やはりアメリカ側の資料をふんだんに使い、潜在主権条項の暫定性を指摘する議論を展開している⁽⁹⁾。

第三のピークは、二〇〇〇年代後半以降に日本側の資料公開が進展したことでもたらされた。野添文彬は「サンフランシスコ講和における沖縄問題と日本外交——『残存主権』の内実をめぐって」で、日本政府が潜在主権条項を通じて沖縄に対する日米の共同統治を構想していたと論じた⁽¹⁰⁾。中島琢磨は『沖縄返還と日米安保体制』で、從来、

アメリカ側の資料から間接的に知り得るに過ぎなかつた沖縄返還交渉における佐藤政権の動きを詳細に分析している⁽¹²⁾。信夫隆司は『若泉敬と日米密約——沖縄返還と織維交渉をめぐる密使外交』で、佐藤首相の密使を務めた若泉敬が核密約とは別に結んだ織維密約やその取り決めの実施過程を検討し、「縄と糸の交換」と呼ばれる交渉の実態を描いた⁽¹³⁾。

これら三つのピーカで特徴付けられる沖縄返還の研究史を振り返つてみると、両国の機密指定文書が公開されない状況で執筆されたにもかかわらず、以降の研究が必ずと言ってよいほど参照している論文があることがわかる。先述した『国際政治』の特集号に所収されているプリシラ・クラップ (Priscilla Ann Clapp) の論文、「沖縄返還交渉——ワシントンにおける官僚間の相互作用、一九六六年——一九六九年」(以下、クラップ論文) である⁽¹⁴⁾。

クラップは論文執筆当時、ブルッキングス研究所 (Brookings Institution) に勤め、ジョンソン政権期からニクソン政権期にかけて沖縄返還問題を担当したハルペリン (Morton H. Halperin)とともに日米の安全保障問題についての研究に従事していた⁽¹⁵⁾。右の論文はその研究の一環として、沖縄返還交渉に携わったアメリカ政府の多くの官僚に対するインタビュー調査に基づき執筆されたものである。A五判で三六頁のこの英語論文は四つのパートから構成されている。第一のパートは沖縄返還交渉の前史と言える部分であり、一九四五年から一九六〇年代半ばに至るまでのアメリカ政府内における沖縄問題への取り組みが記述されている。第二のパートでは沖縄返還の時期について「両三年内」の目途を示す共同声明を発表した一九六七年開催の日米首脳会談、そして、第三のパートでは一九七二年の沖縄返還の実現を目指すことが合意された一九六九年の日米首脳会談を中心にアメリカ政府内の動きが分析されている。第四のパートでは結論として、アメリカ政府内で沖縄返還について合意が形成された要因を検討している。

クラップ論文について河野は、アメリカの沖縄返還の決定に関するいくつかの重要な文書、例えば、国家安全保障研究覚書第五号（National Security Study Memorandum 5; 以下、NSSM5）や国家安全保障決定覚書第一三号（National Security Decision Memorandum 13; 以下、NSDM13）の存在を初めて明らかにした」とから、「先駆的研究」と高く評価する⁽¹⁶⁾。中島もクラップ論文の成果について、次のように述べている。

「クラップの研究を通じて、緊急時の核兵器の沖縄への持ち込み・配備と、沖縄の米軍の他国への戦闘作戦行動という、沖縄の基地の態様をめぐる交渉の主要論点が明らかとなつた。また、交渉の重要な局面である一九六五年、六七年、および六九年のそれぞれの日米首脳会談の争点が整理され、以後の研究の道標となつた。」⁽¹⁷⁾

本稿は、日米両政府の機密指定解除文書を使った沖縄返還問題の検討におおよそ一区切りがついたという認識から、クラップ論文を「道標」に、沖縄返還研究において重視されてきた三つの論点に対する先行研究の見解を整理するものである。一つ目の論点として沖縄返還問題の起源の一つと言える潜在主権条項、二つ目としてクラップにより「沖縄返還への道における一里塚」と評されたケネディ新政策、三つ目として「核抜き・本土並み」による返還の決定を扱う。この作業により、沖縄返還研究が何をどこまで明らかにしてきたのかを示す。そのうえで、最近の沖縄返還研究に見られる新たな展開を紹介し、今後の課題を考えてみたい。

第一章 潜在主権条項と沖縄の長期保有の決定

アメリカによる沖縄統治を法的に確定した平和条約第三条、いわゆる潜在主権条項は、次のような規定となつて

いる。

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに冲の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」⁽¹⁸⁾

潜在主権の意味は、この第三条と領土に関する第一条との比較から浮かびあがる。第一条では朝鮮半島や台湾、樺太、千島列島に対する日本の領土主権の放棄が規定されている。例えば、第二条（a）項には「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある。台湾の放棄に関する（b）項においても「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある。⁽¹⁹⁾こうした第二条の規定に対し、第三条は日本が沖縄の「すべての権利、権原及び請求権を放棄する」とは定めていない。⁽²⁰⁾このことについて、サンフランシスコ平和会議でアメリカ側全権代表を務めたダレス（John Foster Dulles）は、次のように述べている。

「第三条は、琉球諸島及び日本の南及び南東の諸島を取り扱っています。これらの諸島は、降伏以来合衆国の單獨行政権の下にあります。若干の連合国は、合衆国主権のためにこれらの諸島に対する主権を日本が放棄すること

を本条約に規定することを力説しました。他の諸国は、これらの諸島は日本に完全に復帰せしめられるべきであると提議しました。連合国のこの意見の相違にも拘らず、合衆国は、最善の方法は、合衆国を施政権者とする合衆国信託統治制度の下にこれらの諸島を置くことを可能にし、日本に残存主権を許すことであると感じました。⁽²¹⁾

アメリカによる沖縄保有に関してクラップは、当時のアメリカ政府内の議論は、沖縄を併合するか、それともいづれ沖縄を日本に返還することを前提に無期限に長期間保持するかというものだったとする。こうした問い合わせが残されたまま一九五〇年一月に訪日することになったダレスは、沖縄に対する日本の主権喪失に反対する吉田茂首相の熱意に強く印象付けられたという。吉田首相の訴えを受け、ダレスは沖縄に対する日本の主権を奪わずに、施政権だけをアメリカが行使することを可能にする潜在主権条項を考案したとクラップは述べている。⁽²²⁾

潜在主権が残された要因として日本側の要請を重視するクラップの見解に対し、アメリカ政府の機密指定解除文書を活用する宮里の研究は、潜在主権条項こそがアメリカによる沖縄の軍事的支配に必要不可欠だつたと論じる。確かに、アメリカ政府内には当時、沖縄を完全に支配下に置くために沖縄に対する主権を日本に放棄させる考えが存在した。しかし、平和条約の生みの親であるダレスは、沖縄を日本から完全に分離し、併合することはアメリカが第二次世界大戦中に掲げた領土不拡大原則に抵触すると懸念した。ソ連をはじめとした共産主義陣営の非難を受けることは容易に想像がついたし、イギリスの植民地から独立したばかりのインドは、沖縄のアメリカへの併合に強く反対していた。⁽²³⁾

また宮里によれば、国連の信託統治制度を使って沖縄をアメリカ統治下に置くことも、ソ連の拒否権や信託統治理事会による監督を考えれば、軍事上の目的のために沖縄を自由に支配するという観点からはふさわしくなかつた。⁽²⁴⁾

沖縄の戦略的支配において、信託統治も併合も適当でないと思われたなか、ダレスが考案したのが潜在主権だったという。

潜在主権による沖縄の戦略的支配の形式は、宮里によれば次のようになる。まず、信託統治の提案を名目的に条文で示し、実際にはその提案をせず、信託統治を実施しないことで日本に沖縄の主権を残す。そのうえで、沖縄の主権を保持する日本との条約上の合意に基づき、アメリカは沖縄の「領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利」を獲得する。こうした形式を取ることで、併合や信託統治に伴う国際社会からの批判をかわし、沖縄を自由に支配できる。⁽²⁵⁾ 条文での信託統治への言及は、第二次大戦以前の植民地主義や帝国主義とは異なるものであることを示す必要性があつたためであると思われる。⁽²⁶⁾ 宮里は、潜在主権条項の形成過程においては、沖縄の主権喪失に反対する日本への配慮もあつただろうが、それよりも国際社会の批判を避けながら沖縄を自由に支配するという戦略的意団の方がはるかに大きかつたと論じるのである。⁽²⁷⁾

アメリカの軍事戦略上の要請を強調する宮里に対し、クラップと同様に日本政府の働きかけの重要性を認めるのがエルドリッヂによる研究である。エルドリッヂも宮里と同じく、公開が進んだアメリカ政府の膨大な公文書を利⽤し、沖縄の処遇をめぐり軍事戦略上の要請を強調する軍部と、外交的考慮の重要性を説く国務省の対立を緻密に描いている。

エルドリッヂによれば、国務省は日本の沖縄に対する主権を損ねることなく、アメリカの軍事的要請を満たす手段として日米二国間の基地租借協定を検討していた。租借という形式が検討された背景には、一九四七年九月に昭和天皇の意向として宮内庁御用掛の寺崎英成からシーボルト（William Joseph Sebald）連合国最高司令官政治顧問に伝達された「天皇メッセージ」があつたという。⁽²⁸⁾

ところが、軍部は基地租借協定では軍事的要請を満たすには不十分であるとし、信託統治の実施を強く主張した。基地の租借では、租借地域外への支配権を行使できず、スパイや不審者の基地への侵入を防ぐことが難しく、またソ連も日本に基地租借を要求することに繋がりかねないという問題があつたためである。さらに、基地租借協定という国連憲章外にある形式を用いることは、戦後の安全保障を国連の枠組みで処理するという機運をそぐことになるとも懸念された。⁽²⁹⁾ エルドリッヂによれば、こうした理由から国務省は基地租借案を取り下げ、日本との平和条約にあたつての基本原則である対日講和七原則を一九五〇年一一月に公表、日本は「合衆国を施政権者とする琉球諸島および小笠原諸島の国際連合による信託統治に同意」⁽³⁰⁾ するとしたのだった。

エルドリッヂによれば、アメリカ政府内で信託統治の方針が定まるなか、一九五一年一月、平和条約担当の特使としてダレスが訪日した。この時、ダレスは、吉田首相から沖縄の主権放棄に強い反対を受けることになる。吉田は「日米永遠の友好関係のためには、沖縄の日本復帰は絶対に必要である」とダレスに訴えた。⁽³¹⁾ エルドリッヂによれば、こうした日本政府の沖縄の主権保持への強い熱意を受け、ダレスは軍部説得のために潜在主権条項を生み出した。⁽³²⁾

潜在主権条項の成立に着目する宮里やエルドリッヂの議論に対し、潜在主権条項をどのように実施に移したのかという問題に注目するのが池宮城の研究である。池宮城は、平和条約が締結された一九五一年九月の時点でも、アメリカ政府内での沖縄の処遇ははつきりと定まつたものではなかつたと述べ、潜在主権条項の暫定性を指摘する。その一つの証拠として池宮城は、平和条約が締結されたわずか一ヵ月後、日本の占領統治を担うリッジウェイ（Matthew Bunker Ridgway）極東軍司令官が沖縄返還を勧告する文書を統合参謀本部に提出したことを指摘する。⁽³³⁾ この池宮城の指摘に付け加えるならば、アメリカが沖縄の長期保有を冷戦と関連付けて正当化した「ブルースカ

イ・ポジション」が、平和条約締結から二年経過した一九五三年に発表された点も、潜在主権の暫定性を示すものと言えそうである。⁽³³⁾

池宮城は、平和条約が締結される際に、日本による沖縄防衛の責任負担を通じて沖縄返還が可能になるという論理が日米の間で成立していたとして、次のように述べる。

「日本が米国と相互防衛条約を締結し得るほどの軍事力を備えれば、沖縄防衛についても一定の責任を負えるようになる。そうなれば、米国が沖縄防衛の責任を全面的に負う必要がなくなり、排他的管理権を維持する必要性は低くなるため、沖縄の施政権については日本に返還することが可能になる。」⁽³⁴⁾

ところが、日本政府は防衛力増強よりも戦後の経済復興を優先した。しかも、沖縄施政権の早期返還を要求せず、沖縄への出入域や教育といったアメリカの沖縄統治に伴う具体的な問題に取り組み始める。そのため、日本の防衛力増強によって沖縄のアメリカ軍基地が整理・縮小される契機が失われ、その結果、アメリカの沖縄統治は長期化することになったという。⁽³⁵⁾

日本政府が早期の施政権返還を要求しなかつたという池宮城の指摘に対し、野添は、日本政府は潜在主権条項を手がかりに、共同統治者として統治の具体的な問題に関与し、日本本土と沖縄との法的・経済的・文化的一体性を維持することを構想していたと論じる。その意味で、野添は当時の日本政府は沖縄の施政権を諦めていたわけではないかったのである。⁽³⁶⁾

また、池宮城が主張する「日本による沖縄防衛の責任負担によって沖縄米軍基地の整理・縮小が実現する」という

論理」⁽³⁷⁾について、平良好利は池宮城の著作に対する書評で、アメリカ軍は沖縄防衛のためだけに沖縄に駐留しているわけではないと指摘する。平良は、かりに日本が沖縄防衛の一端を担つたとしても、アメリカは極東軍事戦略のために既存の空軍基地や海兵隊基地を維持し続けたのではないかと疑問を投げかける。⁽³⁸⁾ 池田直隆は池宮城の言う右の論理が成立する可能性は否定できないとして、「それは結局、仮定 (historical if) に属する議論であり、一次史料で証明できることでもなく、筆者の主観の範疇を出ないのでなかろうか」と指摘する。⁽³⁹⁾ とはいっても、こうした批評はあるものの、潜在主権条項の暫定性に着目した池宮城の視点には独自性があり、今後とも様々な角度から研究を深めるべきテーマを抽出することに池宮城は成功したと思われる。

宮里はかつて「対日平和条約第三条と潜在主権については、まだ定説はないようと思われる」と書いた。⁽⁴⁰⁾ 河野はある書評論文でエルドリッヂによる優れた著作が出されてもなお、いの一文の意味は残り続けると述べている。⁽⁴¹⁾ 河野の指摘は現在も妥当しよう。

第二章 ケネディ新政策

アメリカ政府は潜在主権条項の規定に従い沖縄統治を進めていった。その統治の下、アメリカ軍基地は拡大し、発展・強化されていくこととなる。

アメリカの沖縄統治が長期にわたると見通されるなか一九六二年三月に公表されたのがケネディ新政策だった。「沖縄返還への道における一里塚」とクラップに評されたケネディ新政策とは、ケネディ (John Fitzgerald Kennedy) 大統領自ら公表した沖縄政策である。⁽⁴²⁾ ケネディ政権以前のアメリカの沖縄政策では、住民の自治権はアメリカ軍の軍事的要請の前で軽んじられることが多く、沖縄と日本本土との関係の緊密化は避けられる傾向が強かつた。

た。だが、ケネディは沖縄住民の自治権拡大や日本政府の沖縄への援助増大を容認すると述べたのである。⁽⁴³⁾ こうしたアメリカの沖縄統治の緩和策が打ち出された背景には、一九六〇年の安保改定に伴って発生した安保騒動があつたとクラップは指摘する。安保騒動に衝撃を受けたケネディは日本との関係改善のために、ハーバード大学(Harvard University)の著名な日本史研究者であるライシャワー(Edwin Oldfather Reischauer)を駐日アメリカ大使に指名した。そのケネディ政権にとって、沖縄問題は安保騒動のような騒乱を再発させかねない火種として、考慮されなければならない問題だつたとクラップは述べる。⁽⁴⁴⁾

クラップによれば、一九六一年六月に開催された日米首脳会談は、ケネディに沖縄問題により強くコミットさせられたきつかけとなつた。その会談で、池田勇人首相はケネディに対し、「日米関係に関する最も困難な国内問題は、琉球と小笠原諸島でアメリカ軍部の統治が継続していることである」と述べたという。⁽⁴⁵⁾

アメリカ政府は表向き、沖縄に関する日本のいかなる問い合わせに対しても、極東に脅威と緊張が存在する限り沖縄を保持するという「ブルースカイ・ポジション」に沿つた応答をしていた。だが、一九六一年には共和党から民主党への政権交代に伴う政策の総合的な点検がなされており、前年の安保騒動の記憶も生々しかつた。そうしたなかで、池田による沖縄に関する問題提起はアメリカ政府内で沖縄政策の検討を促し、円滑な統治の実現を目指すケネディ新政策が打ち出されることになつたという。⁽⁴⁶⁾

ケネディはその政策で、「琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少なくする」と述べた。クラップによれば、この声明により、日本に沖縄の完全な主権を回復させるアメリカの意図が明白になり、潜在主権にもいくらかの実質が与えられたといふ。また、ケネディが「琉球住民に対するアメリカの責任を今までよりも効果的に果たす」と述べたことで、国務省の文官は、沖縄統治に唯一の責任を持つのは軍部であるとする主張

に異議を差し挟めるようになり、沖縄の状況を継続的に監視できるようになつていつたという。⁽⁴⁷⁾

ところが、こうしたクラップによるケネディ新政策への積極的な評価に対し、第二のピーコクを形成した沖縄返還研究のケネディ新政策への評価は手厳しい。例えば、河野は「具体的・現実的準備に関しては全く不充分なものであつたと言わざるを得ない」とし、「それにもかかわらず、このように大幅な現状変更を思わせる表現を採用したことは、沖縄社会における復帰への期待を強め、復帰運動を盛り上げることとなつた」という。⁽⁴⁸⁾ 宮里も、ケネディ新政策は対日関係に配慮する国務省と沖縄の軍事戦略上の必要性を重視する軍部との間の妥協の産物に過ぎず、声明の文言では国務省の意見が通つたが、統治の権限は従来通り軍部に残つたと述べている。⁽⁴⁹⁾

とはいって、宮里に言わせればケネディ新政策をすぐれた政治感覚をもつて実施すれば「沖縄の復帰問題などは先に延ばすことは可能であった」⁽⁵⁰⁾。ケネディ新政策が公表された当時、アメリカの沖縄統治を揺るがした「島ぐるみ闘争」⁽⁵¹⁾は既に終結しており、沖縄の状況はアメリカにとってそれほど悪いものではなかつた。その時々の沖縄の現地情勢を見極め、ケネディ新政策に盛り込まれた自治権拡大や日米協力を進めていきさえすれば、沖縄住民の批判をかわすことは不可能ではなかつたと宮里は言うのである。

だが、沖縄現地の統治責任者は「政治感覚に欠けた」キヤラウエイ高等弁務官だった。宮里によれば、キヤラウエイは、沖縄統治における日本政府との協力や沖縄住民の自治権拡大は、沖縄のアメリカ軍基地の効果的な使用に不可欠な施政権を脅かすと危惧した。この点、クラップもケネディ新政策の実施はキヤラウエイによって挫折させられ、沖縄統治に実質的な変化をもたらすことはできなかつたと認めている。⁽⁵²⁾ キヤラウエイはケネディ新政策で示された方針に逆行し、「強権的」統治を展開、沖縄住民はその統治に強く反発したといふ。⁽⁵³⁾

一九六三年一月にケネディが凶弾に倒れてから成立したジョンソン政権も、日米安全保障条約（以下、安保条

約) の固定期限を一九七〇年に控え、安保騒動のような混乱が再来することを強く懸念していた(「一九七〇年問題」⁵⁴)。ベトナム戦争の激化とともに高まっていた日本国内の反米感情はまさに「一九七〇年問題」の予兆に見えた。また、日本人のベトナム戦争への関心の高まりは、ベトナム戦争の遂行のためにフル稼働していた沖縄に目を向けることとなる⁵⁵。そうしたなか沖縄住民のキヤラウエイ統治に対する激しい反発は、日本本土の反米感情に容易に飛び火するようと思われた。この時期、アメリカ政府がライシャワーの提言(一九六五年七月)をきっかけに、沖縄返還の検討に向かい始めたという点は既にクラップによって指摘されている⁵⁶。宮里は、この提言がアメリカ政府に受容された背景には沖縄住民を含めた日本人の反米感情が急激に高まり、安保騒動再来の懸念があつたためであるとし、その意味で「皮肉なことに復帰に最も貢献したのは、外ならぬキヤラウエイ高等弁務官だった」と述べるのである⁵⁷。

このようにケネディ新政策は日米関係と沖縄の観点から検討されてきたが、近年、河野はその政策の背後には、国際社会からの植民地主義批判への懸念もあつたと指摘している。河野は、ケネディ新政策の公表一カ月前に沖縄の議会にあたる琉球立法院が、アメリカの沖縄統治を植民地主義として批判し、国連全加盟国に宛てて全会一致で可決した「二・一決議」(正式名称、「施政権返還に関する要請決議」)に着目する。一九六〇年代に入り、植民地支配に苦しんだ経験を持つアジア・アフリカ諸国の国連加盟が実現し、国連総会で「植民地独立付与宣言」が採択されるなど国際社会では反植民地感情が高まっていた。アジア・アフリカ諸国が「二・一決議」を受け取ればアメリカに良い印象を持つことはなかつただろうし、ソ連を盟主とした共産主義陣営はこの決議を利用し、アメリカを痛烈に非難してくることは目に見えていた⁵⁸。

河野によれば、アメリカ政府は日本政府に対し「二・一決議」が引き起こしかねない国際的な反響を抑えるため

に国連での協力を要請したが、日本政府の対応は「にべもない」ものだった。日本政府はあえて突き放すような態度を取ることで、日本の協力がなければ、沖縄統治を進めることは難しいとアメリカ政府に認識させようとしたという。こうした日本政府の対応を受け、「一・一決議」後に公表されたケネディ新政策には、日本政府の協力を確保し、沖縄統治に対する植民地主義批判をかわすという目的もあつたと河野は述べる。⁽³⁹⁾

この時期の沖縄問題に対する日本政府の動向に目を向けると、沖縄への技術支援や経済援助の拡大などを通じ、日本本土と沖縄の法制度の相違や経済格差を縮める「一体化」政策を展開していた。⁽⁴⁰⁾ 「一体化」政策が国際社会から批判をかわすために公表されたケネディ新政策によつて可能になつた点、そして日本政府が国際社会の批判を懸念するアメリカの弱みを把握していたことを踏まえれば、日本政府がいかなる構想を持ち、この政策を展開しようとしていたかは重要なテーマになると思われる。だが、「一体化」政策について、公開された日本政府の一次資料を活用する本格的な研究は管見の限り見当たらない。国際社会の脱植民地化がアメリカの沖縄統治に及ぼした影響、そして「一体化」政策を含めたこの時期の日本政府の動向は、今後の検討課題として残されている。

第三章 「核抜き・本土並み」の決定

一九六五年七月のライシャワーによる提言後、アメリカ政府内では沖縄返還によつて損なわれる沖縄の基地機能について検討が始まつた。その検討は、軍部も含めた各省庁の代表者からなる琉球作業班によつて行われ、およそ二年にわたつて極秘に続けられた。クラップによれば、琉球作業班は一九六七年九月に報告書をまとめ、そのなかで沖縄の施政権が日本に返還されることによる軍事的な問題は、核兵器の配備と空爆のための基地使用にしかなかつたことを突き止めた。⁽⁴¹⁾

当時、アメリカは沖縄の基地を自由に使用することができた一方、日本本土の基地は安保条約の制限下で運用しなければならなかつた。具体的には安保条約第六条に基づく交換公文により、核兵器の持ち込みや戦闘作戦の実施には、日本政府との事前協議が必要となっていたのである。この時期、事前協議の意味をめぐつて日本国内ではアメリカ政府のいかなる申し出も協議の場で拒否できるという側面が強調されていた。⁽⁶²⁾しかし、協議の本来の意味からして、日本政府がアメリカ政府の要望を検討し、受け入れる場合もある。もし、事前協議の場で琉球作業班が指摘した空爆や核兵器の配備についてアメリカ側の提案が認められる見通しが得られるのであれば、沖縄の施政権に固執する必要はなくなる。クラップによればこの報告書により、沖縄問題は「返還するかどうかではなく、いつ、そしてどのように返還するかといった議論になつた」。⁽⁶³⁾

だが、この報告書が提出されてから三ヶ月後に開催された日米首脳会談では沖縄返還が合意されることはなかつた。なぜなら、翌年の一九六八年にはアメリカ大統領選挙が控えており、次期政権を拘束する日本との国際合意を形成することは好ましくないと考えられたためである。また、当時のアメリカ政府の沖縄問題担当者たちからすれば、日本政府は返還後の沖縄の基地の在り方などについて具体的に話し合うための準備ができていなかつた。そのため、沖縄返還問題に関するこの日米首脳会談の成果は、「両三年」以内という返還時期の目途付けを共同声明で示すに留まつた。クラップによれば、アメリカ政府内の沖縄問題担当者たちの次なる課題は、返還を困難視している日本政府に沖縄返還が可能であることを、NCND政策 (Neither Confirm Nor Deny; 核兵器配備については肯定も否定もしないという政策) に従いつつ、慎重に示唆することになつていつたという。⁽⁶⁴⁾

一九六八年一月、沖縄問題に携わる日米両政府の当局者たちが固唾を飲んで見守るなか大統領選挙の投開票が行われた。政権交代とともに政府の主要役職者が大きく入れ替わるアメリカの政治制度のために、選挙の結果次第で

は沖縄返還問題の進展の機運がそがれる可能性があつたためである。大統領選挙では共和党候補のリチャード・ニクソン（Richard Milhous Nixon）が勝利し、こうした懸念は現実になりかねなかつたが、ニクソン政権においてはそれまで沖縄返還問題に取り組んできた官僚が引き続きその地位に留まつた。クラップによれば、それはニクソンが大統領就任以前から沖縄に関心を持つていたからだという。ニクソン政権発足の翌日には大統領の命令でNSM五が发出され、沖縄返還交渉に向けた研究が始まった。⁽⁶⁵⁾

クラップによれば、ニクソン新政権による検討作業が始まる頃までに、大陸間弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile; ICBM）の発達により沖縄の核兵器の戦略的重要性はかなり低いという見解が国防省内で定着していた⁽⁶⁶⁾。そのため、ニクソン政権内の沖縄返還交渉に関する研究では、沖縄から核兵器を撤去して返還を認める代わりに、安保条約の事前協議制度の柔軟化を日本政府に求めるとした。この結論の背後には、日本政府に朝鮮半島と台湾、ベトナムが日本の安全保障にとって重要な地域だと認めさせることができれば、それら地域のために沖縄を含む日本のアメリカ軍基地からの戦闘作戦の実施について日本政府の了解を得られるだろうという見方があつた。また、日本に深刻な脅威を感じさせる緊急事態が発生すれば、日本政府は返還後の沖縄に核兵器の再配備を許容するという考えもあつたようである。⁽⁶⁷⁾

NSM五による研究に基づき、国家安全保障会議は一九六九年五月、沖縄返還に向けた交渉戦略を描いたNSDM一三を承認した。NSDM一三によれば、沖縄の核兵器撤去は交渉の初期段階で日本側にその言質を与える、この年一一月に予定された首脳会談の最終交渉で大統領によって決定されることになつていていた。核兵器撤去の確約を首脳会談まで引き延ばすとした背景には、事前協議制度の柔軟化など日本側の譲歩を引き出すという狙いがあつた。⁽⁶⁸⁾

アメリカ政府の返還交渉方針が定まり、六月から本格的な日米交渉が始まった。九月までに日本政府は朝鮮半島と台湾での有事の際に事前協議においてアメリカ軍基地の使用に前向きな態度を取ることを約束した。だが、沖縄からの核兵器撤去の合意が先延ばしにされ続けたことから、佐藤はこの問題を直接ホワイトハウスと話し合うために密使（若泉敬）を派遣した。クラップによれば、密使とキッシンジャー大統領補佐官（国家安全保障問題担当）との核兵器に関する最終交渉の成果に基づき、佐藤首相は「核抜き・本土並み」返還で交渉を妥結するという確信を得て、首脳会談に臨むことができたという。⁽⁶⁹⁾

クラップは、アメリカ政府は目論み通り、日本政府の譲歩を得て「核抜き・本土並み」の条件で沖縄返還交渉を妥結できたと述べる。アメリカ政府の公文書を活用した研究も、このクラップの見解を支持している。例えば、我部は、日本政府は「核抜き」は困難であるとの思い込みから、財政密約などを交わすことにつながったとし、日本政府の交渉を次のように批判している。

「日本側において、核兵器について何らかの了解を米側からとりつけるのは困難だと自ら思い込む心理的な状態が充満していた。交渉目標への柔軟な対応を自ら放棄してしまったため、米側が核撤去の意思をもつてているという情報に接しても、日本の交渉者たちは無視してしまったのである。こうした『思い込み』による硬直した情況認識は、核抜きを実現するために、どのような財政的・政治的コストでも払うことに全く疑問を抱かずに自らを納得させてしまったのである。」⁽⁷⁰⁾

他方、日本外交文書を活用した中島の研究では、日本の情報収集が高く評価されている。特に、外務省の中堅官僚

僚である千葉一夫は、国務省だけでなく国防省にも頻繁に足を運び、副国防次官補（国際問題担当）として沖縄問題を担当していたハルペリンから、「沖縄に関する確度の高い情報を得てきた」とされる。⁽⁷¹⁾ 千葉は、ハルペリンから得られた情報により「核抜き・本土並み」による返還の考えを固めたという。中島は、ハルペリンをはじめとしたアメリカ側の重要な政策決定者の見解について外務省上層部がどれだけ意識的に情報収集と分析を行っていたかについては疑問であるとし、千葉をはじめとした外務省中堅官僚の役割を重視する。⁽⁷²⁾

「核抜き・本土並み」返還にあたって、外務省の中堅官僚らによる情報収集が重要であったという中島の見解におそらく間違いはない。アメリカ側が「核抜き・本土並み」を受け入れる余地があるという見込みを得ずに、日本政府がそもそも「核抜き・本土並み」を交渉方針として決定することは考えにくいからである。

ただし、前述したようにクラップによれば、千葉らが頼りにしていた情報源であるハルペリンらアメリカ政府の中堅官僚達は、「核抜き・本土並み」返還が可能であることを日本側に暗に伝えようとしていた。一九六九年六月のニューヨークタイムズ（The New York Times）によるNSDM一三の「核抜き・本土並み」返還決定に関する報道も、ハルペリンによるリーケだったと言われる。⁽⁷³⁾

アメリカ側が「核抜き・本土並み」返還が可能であるとはつきり伝えてしまえば、それをカードに日本側から譲歩を得るという交渉戦略を台無しにしてしまう。だが、沖縄返還問題に進展が見られず一九七〇年を迎えるべく、安保騒動の再来という大きな政治的リスクをアメリカは背負うことになる。日本政府に「核抜き・本土並み」返還が可能であることを悟らせる手段として、中級官僚を通じた情報のリーケは適当だったのだろう。中堅レベルでの情報交換であれば、いざというときにその上位者によって打消しが可能だからである。クラップによる指摘を合わせて考えたとき、外務省の中堅官僚による情報収集はアメリカ側の情報操作に利用されていた側面もあったと言える

かもしだれない。

日本政府による情報収集に対する評価は、沖縄返還交渉の評価にも直結している。既に紹介したように、我部は、日本政府はその「思い込み」のために沖縄返還に際して様々な譲歩を重ねたと批判する。宮里も、アメリカ政府による「核抜き」を利用する交渉戦術は極めて効果的だったとし、交渉の局面打開のために派遣された密使・若泉敬も核密約や纖維密約など「不必要的取引を行うことになった」という。⁽⁷⁴⁾

一方、中島は、沖縄返還交渉で日本政府は「同盟国として東アジアの安全保障問題に初めて政策として関与」したと述べ、日本政府の主体性を高く評価する。⁽⁷⁵⁾ 中島は、日本政府が朝鮮半島や台湾海峡の有事に際して在日アメリカ軍基地の使用に前向きな態度を示したことを、日本政府自らの積極的な関与と解釈し、我部や宮里のように迫られた譲歩だったとはみなさない。また、我部や宮里が不要とみなした核密約についても、もしそれがなければ、より大幅な譲歩を迫る内容の核密約を結ばされる恐れがあったという見方から、若泉による交渉は日本外交にとってプラスだったとする。⁽⁷⁶⁾ 財政密約や纖維密約に関しては、それらが絡み合いながら沖縄返還交渉が展開していたことを中島は認めるが、「返還合意を左右した最大の争点は安全保障問題であった」とし、これら二つの密約の是非については論じていない。⁽⁷⁷⁾

だが、中島と同じく日本外務省の資料を活用した信夫が纖維密約は沖縄返還の条件だったと強調し、また我部も財政密約の行方が沖縄返還を左右したと述べていることを踏まえれば、沖縄返還交渉における財政密約や纖維密約の位置づけに関し、先行研究間の見解には相違が残っていると言えよう。⁽⁷⁸⁾ また、アメリカ政府が「一九七〇年問題」を危惧し安保条約の存続を不安視していたという事実を踏まえれば、既に戦略的重要性が低下していた沖縄における核兵器のために核密約に固執し、そのために沖縄返還交渉を破綻させる政治的リスクを冒すというのも考え

にくい。沖縄返還の最大の論点とも言える「核抜き・本土並み」をめぐる論争は、いまだ決着を見ていないようと思われる。

おわりに

本稿は、沖縄返還の合意後およそ五〇年にわたり蓄積されてきた沖縄返還に関する代表的研究を整理した。日米両政府の資料公開によって大きく進展を遂げてきた沖縄返還研究にみられる三つのピークの特徴をまとめると次のようになる。

第一の沖縄返還研究のピークを形成した研究は、日米両政府の機密指定文書が公開されないなか、新聞や議会議事録といった公開資料の分析や関係者への聞き取りにより、沖縄返還交渉の内実に迫ろうとした。このピークの中の代表的研究としてクラップ論文がある。クラップ論文は、沖縄返還交渉に携わったアメリカ政府の官僚へのインタビュー調査に基づき、沖縄返還問題をめぐるアメリカ政府内の動向を明らかにした。クラップ論文はアメリカによる沖縄統治を法的に確定した潜在主権条項、アメリカの沖縄政策の転換点となるケネディ新政策、そして「核抜き・本土並み」の決定がどのように形成されたかについて論じ、沖縄返還問題におけるアメリカ政府のイニシアティブを描き出している。

第二のピークの沖縄返還研究は、アメリカ政府の機密指定解除文書を活用し、沖縄返還研究の水準を着実に高めていった。宮里は潜在主権条項の成立と国際世論との関係を論じ、我部は沖縄返還交渉における財政密約の存在を指摘することで、クラップ論文で示されなかつた重要な論点や新事実を提示している。その一方で、宮里や我部は、クラップが明らかにした沖縄返還交渉におけるアメリカ政府の動向を一次資料から裏付け、アメリカ政府の目論見

通り沖縄返還交渉が進んだとするクラップの見解を支持している。概して第二のピークの研究は、沖縄返還問題に対するアメリカ政府の動向を一次資料に基いて緻密に分析し、クラップ論文で描かれたアメリカ政府のイニシアティブを実証していくと言えるだろう。

日本政府の資料公開によつてもたらされた第三のピークの中島による研究は、これまでアメリカ側の資料から間接的にしか描かれてこなかつた日本側の動向を一次資料に基づき詳細に明らかにしている。中島以前の研究は沖縄返還交渉における日本政府の情報収集能力を批判してきたが、中島は外務省の中堅官僚の尽力によつてアメリカ側から「核抜き・本土並み」の決定に関する感触を掴め、日本政府はそれを返還交渉方針にすることができたと評価する。また、クラップをはじめ我部や宮里が、アメリカ政府の巧みな交渉により日本政府から引き出したとする事前協議制度の柔軟化についても、中島はそれを日本政府による安全保障問題への積極的関与であると捉える。第三のピークの研究は、沖縄返還問題に対する日本側の動向を詳細に明らかにすることで、沖縄返還問題をアメリカ側に偏らない視点から把握することを可能にしたのである。

沖縄返還の研究史を振り返り、あらためてクラップ論文を読み直せば、その輝きがいまだ失われていないことに気付かされる。インタビュー調査に基づくクラップ論文の内容の精緻さは、クラップ論文の信頼性を高め、歴史的事実を伝える資料としての価値を生んだ。クラップ論文には、沖縄返還問題の扱いに関する政府内手続きや官僚同士の感情的もつれなど、一次史料を読み込むだけでは必ずしも分からないインタビュー調査ならではの重要な指摘が含まれている。今後一次資料に基づく実証的研究が蓄積されていったとしても、クラップ論文は参照され続けることになる。

とはいへ、クラップ論文に限界がないわけではない。クラップ論文は、沖縄返還問題のもう一方の当事者である

日本政府側の動向を分析対象としていない。また、宮里が指摘した、脱植民地化が進む国際社会で沖縄統治という異民族支配にアメリカ自らが抱いていた懸念についての検討も欠いている。

もつとも、クラップ論文が分析しなかつた日本政府側の動向は、中島に代表される日本外務省資料を活用した研究よつて明らかにされ、そのもう一つの限界である沖縄返還問題と国際社会との関係についても近年の研究が取り組み始めている。第二章で紹介した河野の「池田内閣期の沖縄問題——国連における植民地主義批判とケネディ大統領の沖縄新政策を中心」は、反植民地主義が強まる一九六〇年代の国連の動向を視野に入れつつ、それがケネディ新政策に及ぼした影響を明らかにしている。⁽⁷⁹⁾拙稿「キラウエイ高等弁務官の沖縄統治（一九六一年二月—一九六四年七月）——「強権的」統治と沖縄返還」でも、「沖縄の帝王」と呼ばれるキラウエイ高等弁務官による「強権的」統治の問題を脱植民地化との関係から問い直し、アメリカ政府が沖縄返還の検討に向かう際に国際社会からの植民地主義批判への懸念が重要な要因になつていていたと論じている。⁽⁸⁰⁾

また、近年の研究には、クラップ論文のそれよりも、より広い視野から沖縄返還問題を分析するものがある。野添文彬は、アメリカの東アジア戦略再編との関係から沖縄返還問題を検討する『沖縄返還後の日米安保——米軍基地をめぐる相克』を公刊した。佐藤千尋は、『沖縄返還と東アジア冷戦体制——琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容』で、韓国政府と中華民国政府の公文書を利用し、両政府にとつての沖縄返還の意義を明らかにしている。⁽⁸¹⁾沖縄返還問題は日米二国間関係にとどまらない視点から検討されるようになつてきているのである。

こうした研究の流れを加速させるには、日米両政府以外の公文書も利用する必要があるだろう。沖縄返還問題をより広い冷戦史の文脈から検討するにあたっては、ソ連政府の公文書の利用が望まれる。国際社会の植民地主義批判との関連から言えば、平和条約の起草過程からアメリカの沖縄保有を批判し、脱植民地化を唱道した第三世界の

雄であるインド政府の公文書の利用も検討されるべきだろう。この点、アジア・アフリカ諸国が植民地廃絶を訴える場になつて、いた国際連合の文書も利用されるべきかもしれない。

一九六九年一月、沖縄返還の合意を見た佐藤首相は記者会見で「戦争の結果発生した領土の状態を、平和裡の話し合いによつて双方が満足する形で変更したということは、世界史上たゞいまれなこと」と沖縄返還の世界史的意義を強調した⁽⁸²⁾。その意義を一層明らかにしていくのが今後の課題となるだろう。

- (1) 『朝日新聞』一九六五年八月一九日。
- (2) 坂元一哉「日米同盟における『相互性』の発展——安保改定、沖縄返還、二つの『ガイドライン』」『日本の外交』第二卷（岩波書店、二〇一三年）五八頁。
- (3) 本稿は先行研究の動向を整理するにあたり、公文書公開の進展を目安にした河野の方法を踏襲している。河野は、一九七〇年代に沖縄返還研究の成果に関する第一のピークが現れ、アメリカ側の公文書公開が進展した一九九〇年以後に第二のピークが現れたとしている。河野康子「沖縄返還交渉と安全保障政策——施政権返還をめぐる最近の研究動向」「ヴァイアーサン」第四六号（二〇一〇年四月）一四四—一四五頁。
- (4) 渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交——沖縄問題をめぐる政治過程』（福村出版、一九七〇年）。
- (5) 國際政治学会編『沖縄返還交渉の政治過程』（有斐閣、一九七五年）。
- (6) 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈』（東京大学出版会、一九九四年）。
- (7) 宮里政玄『日米関係と沖縄——一九四五—一九七二』（岩波書店、二〇〇〇年）、我部政明『沖縄返還とは何だったのか——日米戦後交渉史の中』（日本放送出版協会、二〇〇〇年）。
- (8) ロバート・D・エルドリッヂ『沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄』（名古屋大学出版会、二〇〇三年）。
- (9) 池宮城陽子『沖縄米軍基地と日米安保——基地固定化の起源』（一九四五—一九五三）（東京大学出版会、二〇一八年）。
- (10) 潜在主権（residual sovereignty）の別訛。残留主権と訳されるともあつた。入江啓四郎「沖縄諸島の法的地位」

国際法学会編『沖縄の地位』（有斐閣、一九五五年）六七頁。

- (11) 野添文彬「サンフランシスコ講和における沖縄問題と日本外交——『残存主権』の内実をめぐって」『沖縄法学』第四六号（二〇一八年三月）。

(12) 中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』（有斐閣、二〇一二年）。

(13) 信夫隆司「若泉敬と日米密約——沖縄返還と繊維交渉をめぐる密使外交」（日本評論社、二〇一二年）。なお、若泉敬が密使として果たした役割を書き残した自伝として『他策ナカリシヲ信セムト欲ス——核密約の眞実』（文藝春秋、二〇〇九年。初公刊は文藝春秋、一九九四年）が出版されている。

(14) Priscilla Clapp, *Okinawa Reversion: Bureaucratic Interaction in Washington 1966-1969*, 『国際政治』第五二卷（一九七五年五月）六一四一頁。以下、本論文を引用するときは、Clapp, p. 7. とよべに論文タイトルを省いて引用する。

(15) クラップの経歴は、アメリカ政府によって設立されたアメリカ平和研究所（United States Institute of Peace）の下記サイトで閲覧できる。<https://www.usip.org/people/priscilla-clapp>（二〇二一年九月二〇日アクセス）。

(16) 河野「沖縄返還交渉と安全保障政策」一四四頁。

(17) 中島『沖縄返還と日米安保体制』四頁。なお中島は、クラップ論文と併せて、同じく『国際政治』の特集号に所収されている福井治弘「沖縄返還交渉——日本政府における決定過程」も沖縄返還研究の道標として高く評価している。

(18) 岩沢雄司編『国際条約集』二〇一六（有斐閣、二〇一六年）八三三五頁。

(19) 同右。

(20) 国際法上すべての権利及び権原を放棄するという文言は、主権を放棄する或いは領土を割譲するときの決まり文句とされている。横田喜三郎「沖縄と日本の主権」『沖縄の地位』一一一頁。

(21) 「ダレス米全権による平和条約案の説明」『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約調印・発効』（白峰社、一〇〇九年）六九頁。

(22) Clapp, p. 7.

(23) 宮里『日米関係と沖縄』第一章、宮里政玄『アメリカの沖縄政策』（ニライ社、一九八六年）第三章。

(24) 国連憲章に規定のある信託統治は、通常の信託統治と戦略的信託統治の二つの種類がある。通常の信託統治を行なう場

クラップ論文と沖縄返還研究の展開

- 合、施政権国は総会の下にある信託統治理事会の監督に服さなければならなかつた。一方、戦略的信託統治を行ふ場合、施政権国は信託統治理事会の監督を避けることができたが、その施政は安全保障理事会の監督下に置かれることとなつていた。宮里『アメリカの沖縄政策』一一五一一六、一二二一頁。
- (25) 宮里『日米関係と沖縄』四九、五九一六〇頁。
- (26) 宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』(三一書房、一九八一年)一八七一八八頁。
- (27) 宮里『日米関係と沖縄』第二章。
- (28) 「天皇メッセージ」では沖縄本島を含めた諸島全体を租借の対象としていたのに對し、アメリカ政府内での検討案では沖縄に設置するアメリカ軍基地に対する租借案となつてゐる。エルドリッヂ『沖縄問題の起源』一〇七一一二、一三一四一一三五頁。
- (29) 同右、一四一一四四頁。
- (30) 同右、一一四頁。
- (31) 同右、一三三一一三三一頁。
- (32) 池宮城『沖縄米軍基地と日米安保』一五六頁。
- (33) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』九四頁。
- (34) 池宮城『沖縄米軍基地と日米安保』一四六一一四七頁。
- (35) 同右、一七〇一八〇頁。
- (36) 野添「サンフランシスコ講和における沖縄問題と日本外交」九八頁。
- (37) 池宮城『沖縄米軍基地と日米安保』一〇五頁。
- (38) 平良好利『沖縄米軍基地と日米安保——基地固定化の起源 一九四五—一九五三』池宮城陽子著(東京大学出版会、一〇一八年七月)(一〇一八年七月)<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?tid=24>(一〇一一年九月一〇日アクセス)。
- (39) 池田直隆「池宮城陽子『沖縄米軍基地と日米安保——基地固定化の起源 一九四五—一九五三』『軍事史学』第五四卷第四号(一〇一九年三月)一四二頁。
- (40) 宮里『日米関係と沖縄』一頁。

- (41) 河野は、エルドリッヂの著作の限界として、沖縄返還問題と奄美返還問題との関連性についての分析を欠いている点を挙げる。平和条約締結後、沖縄の地位は不透明かつ不安定なものだったが、奄美返還に伴い「ブルースカイ・ポジション」が発出され、沖縄の現状固定化が決まった。また、奄美返還により、平和条約という多国間条約で規定されていた第三条地域の法的地位の問題が、日米二国間の枠組みで処理される問題に変容したことも沖縄返還問題と奄美返還問題の関連を示すものであると指摘する。河野康子「沖縄問題の起源をめぐって——課題と展望」『国際政治』第一四〇号（一〇〇五年三月）一四一一四二、一四五頁。
- (42) Clapp, p. 11.
- (43) ケネディ新政策公表時のケネディの演説は、中野良夫編『戦後資料 沖縄』（日本評論社、一九六九年）三六一—三六二頁を参照。
- (44) Clapp, p. 9.
- (45) *Ibid.* アメリカが公開した首脳会談の議事録には、こうした発言は見当たらない。Foreign Relations of the United States: 1961-1963, Vol. XXII. Northeast Asia. (GPO, 1996), pp. 698-700. しかし、この発言は両首脳のみで行われた冒頭の四〇分の会談でなされたのかもしれない。河野康子「池田・ケネディ会談再考——国旗掲揚と施政権返還要求の凍結」第一一卷第一号（一〇一三年一月）一九頁も参照。
- (46) Clapp, pp. 9-10.
- (47) *Ibid.* p. 11.
- (48) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』一〇一—一〇二頁。
- (49) 宮里『アメリカの沖縄政策』一六三頁。
- (50) 同右：一六七頁。
- (51) 一九五六年六月に発表された「プライス勧告」と呼ばれるアメリカの土地収用方針に反発した沖縄住民による抵抗運動。戦後始まって以来の激しさだったと言われる。平良好利『戦後沖縄と米軍基地——「受容」と「拒絶」のはざまで一九四五—一九七二年』（法政大学出版局、二〇一一年）一二二頁。
- (52) Clapp, p. 12.

- (53) 宮里『アメリカの沖縄政策』一五六一—六七頁。
- (54) 「一九七〇年問題」と安保条約の関係については、鍛治一郎「安保条約の条約期限に関する考察」(11・完)『阪大法学』第六九卷第六号(110110年三月)を参照。
- (55) 宮里『日米関係と沖縄』一四九—一五〇頁。
- (56) Clapp, p. 15.
- (57) 宮里『アメリカの沖縄政策』一六八頁。
- (58) 河野康子「池田内閣期の沖縄問題——国連における植民地主義批判とケネディ大統領の沖縄新政策を中心に」(11)『法学志林』第一一一卷第四号(1101四年三月)。
- (59) 同右、110頁。河野康子「池田内閣期の沖縄問題——国連における植民地主義批判とケネディ大統領の沖縄新政策を中心」に」(11・完)『法学志林』第一一四卷第四号(1101七年三月)。
- (60) 池宮城秀正「琉球列島における復帰運動の高揚と日本政府援助」『政經論叢』第七四卷第五・六号(1100六年三月)四九四一四九八頁。
- (61) Clapp, pp. 15-25.
- (62) 渡辺『戦後日本の政治と外交』一〇八頁。
- (63) Clapp, p. 25. りの報告書は沖縄返還問題に関するアメリカ政府内の議論を大きく転換させた点で極めて重要であるが、機密指定解除がされていないためか、現在、この資料を直接引用する研究は管見の限り見当たらない。
- (64) *Ibid.* pp. 25-27, 31-32.
- (65) *Ibid.* pp. 33-34.
- (66) *Ibid.* pp. 34-35. クラップ論文では指摘されていないが、潜水艦発射弾道ミサイル(Submarine-launched ballistic missile: SLBM)技術の発展も、沖縄における核兵器配備の重要性を低下させていた。宮里『日米関係と沖縄』1110七一1110八頁。中島『沖縄返還と日米安保体制』四九一五〇頁。
- (67) Clapp, p. 35.
- (68) *Ibid.* pp. 36-37.

- (69) *Ibid.* p. 37.
- (70) 我部『沖縄返還とは何だったのか』一六四頁。
- (71) 中島『沖縄返還と日米安保体制』二二〇、一〇一頁。
- (72) 同右、一一四、一二六頁。
- (73) Nicholas E. Sarantakes, *Keystone: The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japan Relations*, (College Station: Texas A&M University Press, 2000), pp. 168-169.
- (74) 宮里『日米関係と沖縄』二二六六—二二六八頁。
- (75) 中島『沖縄返還と日米安保体制』二二五二頁。
- (76) 同右、二二六〇、二二七一—二二七八頁。
- (77) 同右、一〇頁。
- (78) 信夫『若泉敬と日米密約』第一章、我部『沖縄返還とは何だったのか』第六章。
- (79) 河野「池田内閣期の沖縄問題」(一・二)。
- (80) 描稿「キャラウエイ高等弁務官の沖縄統治（一九六一年二月—一九六四年七月）——「強権的」統治と沖縄返還」(一・二)『阪大法学』第七〇卷第五号（二〇一一年一月）、第七〇卷第六号（二〇一一年三月）。
- (81) 野添文彬『沖縄返還後の日米安保——米軍基地をめぐる相克』（吉川弘文館、二〇一六年）、成田千尋『沖縄返還と東アジア冷戦体制——琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容』（人文書院、二〇一〇年）。
- (82) 「ナショナル・プレス・クラブにおける佐藤総理大臣演説」「わが外交の近況』第一四号（一九七〇年六月）二二七〇頁。